

第 18 号議案

令和 4 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	15,408	277	15,685
	1 使用料	15,360	277	15,637
2	県支出金	12,455	800	13,255
	1 県補助金	12,455	800	13,255
3	繰入金	10,943	△2,129	8,814
	1 一般会計繰入金	10,943	△2,129	8,814
4	繰越金	1,853	1,586	3,439
	1 繰越金	1,853	1,586	3,439
歳 入 合 計		40,676	534	41,210

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	29,599	371	29,970
	1 施設管理費	29,162	371	29,533
2	医業費	10,577	163	10,740
	1 医業費	10,577	163	10,740
歳 出 合 計		40,676	534	41,210

(歳 出)

[illegible][illegible]

2歳入

1款 使用料及び手数料277千円

1項 使用料277千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務使用料	千円 15,360	千円 277	千円 15,637
計	15,360	277	15,637

2款 県支出金800千円

1項 県補助金800千円

1 診療所運営費補助金	11,740	800	12,540
計	12,455	800	13,255

3款 繰入金△2,129千円

1項 一般会計繰入金△2,129千円

1 一般会計繰入金	10,943	△2,129	8,814
計	10,943	△2,129	8,814

4款 繰越金1,586千円

1項 繰越金1,586千円

1 繰越金	1,853	1,586	3,439
計	1,853	1,586	3,439

節		説 明
区 分	金 額	
1 診療報酬	千円 △323	診療報酬千円 △323
2 診療報酬外使用料	600	診療報酬外使用料600

1 診療所運営費補助金	800	へき地診療所運営費補助金800

1 一般会計繰入金	△2,129	一般会計繰入金△2,129

1 繰越金	1,586	前年度繰越金1,586

3 歳 出				
1 款 総務費				371千円
1 項 施設管理費				371千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 29,162	千円 371	千円 29,533	千円 800	千円	千円	千円 △429
計	29,162	371	29,533	800	0	0	△429

2 款 医業費				163千円
1 項 医業費				163千円

2 医療用衛生材料費	7,013	117	7,130				117
3 薬務費	538	46	584				46
計	10,577	163	10,740	0	0	0	163

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 △429	千円 看護師派遣委託料 △429
18 負担金補助及び交付金	800	800 県医師派遣負担金

10 需用費	117	117 医薬材料費
12 委託料	46	46 血液検査等委託料